市長室から

お答えします

皆さんからの意見を市政に反映しています

市では「市長への手紙」などを通じて皆さんからの提案や意見を受け付け、市政運営に生かしています。今回は実際に寄せられた提案のうち、実現したものを紹介します。

提案1　防犯看板を設置してください

市では犯罪防止のため、通学路、住宅内道路、農村地域の生活道路などに、「防犯パトロール実施中」「痴漢に注意」「ひったくりに注意」などと書かれた防犯看板を設置しています。また、不審者情報が寄せられた地区については、通学路パトロールのほか、防犯まちづくり指導員による青色回転灯パトロール車や移動えきばん車でのパトロールも強化し、警戒を続けていきます。

提案2　道路の中央分離帯の雑草を除去してください

中央分離帯に生えた雑草を放置しておくと、歩行者やドライバーの視界が遮られ大変危険です。市では、定期的に除草をするほか、交差点付近の見通しを確保し安全性をより高めるために、交差点付近のコンクリート舗装を順次実施していきます。

「市長への手紙」は、市役所や支所・公民館など市の施設に設置された専用用紙のほか、市ホームページ(http://www.city.narita.chiba.jp/form)を利用してください。

※くわしくは市民協働課市民相談室(☎20-1507)へ。

消費生活相談

Q&A

損したお金を取り戻せる? 詐欺的勧誘にご注意を

Q 以前「絶対もうかる」と勧められて、未公開株を購入しました。後でもうけ話がうそだと分かったときには勧誘した会社はすでに廃業しており、多額の被害に遭いました。ところが数日前、被害回復センターというところから電話があり、「損したお金を取り戻せる」と言われました。信用しても大丈夫ですか。

A 質問のようなケースで、すでに倒産・廃業した会社から損金を取り戻せたという事例はありませんので、信用してはいけません。倒産・廃業した会社との過去の取引情報や個人情報が何らかの理由で流出している可能性もありますので、一度被害に遭った人は特に注意しましょう。このような詐欺の一般的な手口は次の通りです。

①業者が未公開株や社債、医療費、商品先物取引などで詐欺的な被害を被った消費者に「被害を回復できる」「隠し財産が見つかった」などと電話や手紙、はがきで連絡してくる
②被害回復の条件として、別の投資商品の購入や手数料などの名目で金銭を要求し、支払い後連絡がつかなくなる

最近では実在しそうな協会・支援団体・公的機関などを名乗ったり、弁護士を紹介するなどと言って消費者を安心させようとする手口もあります。相手の言葉をうのみにして連絡を取ったり、お金を払ったりしないよう気を付けましょう。実際に被害に遭ったり、不審に思ったりしたら、すぐに消費生活センターへ相談してください。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。